

事務連絡
平成27年6月30日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費者政策課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。このような中、本年3月に策定された消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）及び消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の消費者被害を防止する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（市町村長の申立て、成年後見制度利用支援事業）について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされました。

本計画における施策の趣旨を踏まえ、各消費生活センター等におかれましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたら、相談者の状況に応じ、福祉担当部局等と連携しつつ、成年後見制度の活用を図っていただくようお願い申し上げます。

併せて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

（参考1）消費者基本計画及び消費者基本計画工程表抜粋

（参考2）成年後見制度について（法務省資料）

（参考3）成年後見制度に係る厚生労働省の取組（厚生労働省資料）

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課

小野 satoshi.ono@caa.go.jp

加藤 takashi.kato@caa.go.jp

電話：03-3507-8800（内線2184）